

2025 年 9 月 12 日
経済法令研究会

『銀行業務検定試験 法務 3 級直前整理70 2025年度版』
お詫びと訂正のお願い

標記書籍におきまして、内容の一部に誤りがありました。誠に申し訳ございません。
お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正してご利用くださいますようお願い申し
上げます。

(なお、本書の第2刷版(2025年9月12日)においては下記訂正を反映しております)

記

◆6 頁 下から 4・5 行目

(誤) (同号ツ)

(正) (同号ケ)

◆9 頁 下から 8 行目

(誤) (同条 2 項)

(正) (同条 3 項)

◆151 頁 下から 11 行目以降

(誤)

以下の条項は無効になります(消費者契約法 8 条の 2)。

① 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、または事業者
者にその権限の有無を決定する権限を付与する条項

② 契約が有償契約である場合において、契約の目的物に隠れた瑕疵があるこ
とにより生じた消費者の解除権を放棄させ、または事業者はその権限の有無
を決定する権限を付与する条項

(正)

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、または事業者
にその権限の有無を決定する権限を付与する条項は無効になります(消費者契
約法 8 条の 2)。

以上